

ご相談ください

手当・制度があります

申請・問い合わせ先 ①～⑦・⑨は地域福祉課（☎43-7148）、⑧は市民課（☎43-7129）または上下支所市民生活係（☎62-2114）

手当・制度名	対象	金額
① 特別児童扶養手当	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の人を監護している保護者	▷重度（1級）…月額51,450円 ▷中度（2級）…月額34,270円 ※所得制限があります。
② 障害児福祉手当	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人	月額14,580円 ※所得制限があります。
③ 特別障害者手当	身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活で常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	月額26,810円 ※所得制限があります。
④ 府中市重症心身障害児福祉年金	市内に居住する20歳未満で、身体障害者手帳1・2級および療育手帳を持っている人またはその養護者	▷身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A・Bを持っている人…年額36,000円 ▷療育手帳Bを持っている人…年額24,000円
⑤ 腎臓障害者通院助成金	市内に居住する腎臓機能障害のため人工透析治療を受けている人	人工透析治療のために通院した場合の交通費で、バス運賃相当額の4分の1の額
⑥ 府中市障害者通所交通費給付金	市内に居住して施設に通所する障害のある人で、1か月に5日以上公共の交通機関または自家用車などを利用して通所する人	交通費の一部
⑦ 重度心身障害者医療費助成制度	市内に居住する身体障害者手帳1・2・3級および療育手帳A・A・Bを持っている人	医療を受けた場合の一部負担金を除く自己負担相当額 ※一部負担金は、医療機関ごとに1日当たり200円。一部負担金を支払う上限日数は、通院は月4日、入院は月14日。また、所得により助成を受けられない場合があります。
⑧ 特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、障害基礎年金を受給できなかった人で、現在、国民年金法施行令の1・2級の障害の状態にある、次の要件に該当する人 ▷平成3年3月以前の国民年金任意加入の対象であった学生 ▷厚生年金または共済組合などに加入している会社員や公務員などの配偶者（昭和61年3月以前の国民年金任意加入）	▷1級に該当する場合…月額51,400円 ▷2級に該当する場合…月額41,120円 ※本人の所得による制限があります。
⑨ その他	障害児通所支援の利用者には、障害児施設食費負担金、障害児通所交通費、併行通所軽減給付費の助成制度があります。	

電子証明書の期限切れ

ご注意ください！

住民基本台帳カードを使用して、e-TAX（国税電子申告・納税システム）などに利用できる電子証明書の手続きをしている人で、有効期限の切れる場合は、マイナンバーカードへの変更が必要です。住民基本台帳カードでの更新手続きはできませんので、必要なのは早めにマイナンバーカードの申請をしてください。申請から市役所でのカード受け取りまで、2か月程度かかりますのでご注意ください。

マイナンバーカードの申請方法は、通知カード送付時に同封した「マイナンバー（個人番号）のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内」をお読みください。

通知カードを受け取った後に、住所や名前など記載事項に変更があった人および申請書を紛失した人は、申請書を再交付します。

持参するもの 運転免許証や保険証などの本人確認ができるもの

また、申請書の送付用封筒を紛失されている人には、郵送料が無料の送付用封筒をお渡ししています。

問い合わせ先 市民課（☎43-7127）または上下支所市民生活係（☎62-2114）